

公益財団法人春日井市食育推進給食会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人春日井市食育推進給食会（以下「給食会」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載又は掲出（以下「掲載」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体は、次に掲げる給食会の資産のうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) 給食会の印刷物
- (2) 給食会のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で理事長が別に定めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、給食会の広報媒体の性格上、その品位、公益性を妨げないものであって、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 次に掲げる業種又は事業者
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (2) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 政治性のあるもの

- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 個人又は団体等についての主義又は主張に当たるもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 責任の所在が不明確なもの
- (11) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (12) 他社の商品等を比較対象として表示したもの
- (13) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (14) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (15) 求人広告及びこれに類するもの
- (16) 当該広告の内容について給食会が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (17) その他広告として掲載することが適当でないと理事長が認めるもの

3 次の各号のいずれかに該当するものは、広告主としない。また、広告掲載中に当該各号に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの
- (3) その他広告主とすることが適当でないと理事長が判断するもの
(広告掲載権の販売等)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、物品の提供又は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める広告掲載料金の設定により行うものとする。

- (1) 広告取扱業者へ売却する方法 入札により最高額で落札した価格（以下「落札価格」という。）又は市場価格を参考にあらかじめ設定した価格（以下「設定価格」という。）
- (2) 広告取扱業者を介して広告主に販売する方法 設定価格
- (3) 給食会が直接広告主に販売する方法 落札価格又は設定価格

2 広告主及び広告取扱業者の募集及び決定方法、広告料金並びに広告掲載に必要な手続きは、理事長が別に定める。

（審査会）

第5条 広告事業について審査するため、公益財団法人春日井市食育推進給食会広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる者からなる委員をもって組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 常務理事
- (3) 事務局長
- (4) 企画経営課長

3 前各号に定めるもののほか、理事長が適当と認めるもの

4 審査会の委員長は、副理事長をもって充てる。

5 審査会の庶務は、企画経営課において処理する。

(会議)

第6条 審査会は、新たに広告媒体に広告掲載を始めようとするとき、又は掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に審査会への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか広告媒体への広告掲載について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、財団法人春日井市学校給食会広告掲載要綱（平成 21 年 1 月 1 日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。